

【別紙 1】

企画提案書作成要領

企画提案書は、「昭和村 AI オンデマンド交通システム構築業務委託仕様書(案)」、以下『仕様書』とする。」の内容を踏まえ、記載事項に従い作成すること。専門知識を有していない村職員が評価するため、できるだけ平易な表現で分かりやすく具体的に作成すること（専門用語を使用する際には、注釈をつけること。）。

また、仕様書や以下に示していない内容でも、本村にとって有益になるとと思われるものについては、積極的に提案すること。

1. 企画提案書等の記載上の留意事項

- (1) 企画提案書は「2. 企画提案書の構成」に基づく章立てとすること。
- (2) 様式は原則として A4 判・上とじとし、文書は横書き、カラー印刷とする。
- (3) 企画提案書の本文は、40 ページ以内（表紙、裏表紙、目次等は除く。）にまとめ、各ページには、一連のページ番号を記載すること。
- (4) 文章を補完するために、写真、イラスト等などの使用は可とする。
- (5) 提案内容はすべて実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。
なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。

2. 企画提案書の構成

1	会社概要、システム構築・導入実績	会社概要とシステム構築及び導入実績を提示すること。
2	本業務に対する取組み方針	本業務に対する基本的な考え方及び具体的な取組方針について提示すること。
3	構築期間中の体制	本業務を円滑に進めるための体制と方針について提示すること。 (コンサルティングやプロジェクト管理等、事業全体の体制)
4	スケジュール案	システム構築から運用開始までのスケジュールについて提示すること。なお、業務工程表と整合性を図ること。
5	システムの概要及び構成図	構築・導入を提案するシステムの概要及び構成を提示すること。その際には、データのやりとりを示す図等を用いてわかりやすく表現すること。また、クラウド環境について、そのサービス名も記載すること。(例：AWS、Azure)
6	システム堅牢性・セキュリティ対策	システムでは、住民のオプトインに基づくデータや、デジタル ID アプリ等の連携を図り、個人情報を格納することからその漏洩に対する対応策等を提示すること。
7	デバイス対応状況	各アプリ、システムのデバイスごとの対応状況を提示すること。

		項目は、パソコン (Windows、Mac)、タブレット (Android、Chrome OS、iOS)、スマートフォン (Android、iOS) など
8	システムの操作性	各アプリ、システムの操作性について、画面イメージ (モックアップ可) を提示すること。
9	システム性能・機能性	効率的かつ最適な経路設定や高い利便性の実現に資する予約・配車・運行管理システムの優位性等について提示すること。(AI 機能部分)
10	予約・配車フロー	住民が実際に乗車予約・乗車をする場合の、複数の手段における流れを提示すること。
11	管理機能	システムにおける運行データやユーザーデータの管理機能について提示すること。
12	システム拡張性	他社システムやデータ連携基盤等との連携の可能性や、システムへの拡張時における優位性等について提示すること。
13	システム運用・保守体制	システムにかかる不具合事項や利用者等からの機能改善要望事項等に対する対応・体制等について提示すること。
14	マイナンバーカード空き領域連携機能	当該機能の提案をする場合には、システム構成や実運用時のフロー等について提示すること。
15	研修・導入支援	職員等への操作研修の体制及び実施方法について提示すること。
16	追加提案	本村が要求している以外に本村にとって有益な機能や PR したい事項があれば自由に提案すること。

3. 特に提案を求める事項

(1) 高齢者等の利用に配慮したシステム

本サービス利用の対象と見込んでいる住民は高齢者が多いことから、高齢者等の利用に配慮した UI や UX 等について提示すること。

(2) 持続的な公共交通体系の構築

本サービスの導入を契機として、本村の公共交通の在り方や後年度以降の本サービスの拡充による公共交通体系の抜本的な見直しも検討しており、その一助となる基本的な考え方及び具体的な取組方針について提示すること。

4. 企画提案書等の著作権等の取扱い

(1) 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。

(2) 村は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。

(3) 提出された企画提案書は、昭和村情報公開条例 (平成 12 年昭和村条例第 28 号) の規定により、個人情報、法人情報等で非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となること。